

川越都市計画事業（仮称）川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業  
環境影響評価に係る埼玉県環境影響評価技術審議会  
小委員会の意見について

川越都市計画事業（仮称）川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業については、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

記

1 全般的事項

- (1) 資材運搬等の車両の走行が集中することにより、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える地点が生じないように計画的な作業・運行を行うこと。
- (2) 計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、動植物の生息・生態系への影響が懸念される。公園整備の際には、ネイチャーポジティブや地域環境の持続可能性を考慮し、単に緑地を創生するだけでなく、この地域本来の湿地環境の創出も意識し、維持管理できるよう検討すること。
- (3) 計画地内に軟弱地盤が存在することから、盛土造成により圧密沈下が生じることが懸念される。当該圧密沈下により周辺の施設及び道路へ影響が生じないように必要な対策を講じること。また、進出企業に対し、必要な情報提供を行うとともに対策を講じるよう働きかけること。
- (4) 温室効果ガス排出量については、国の排出削減目標（NDC）や、県、川島町の地球温暖化対策実行計画、カーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出が抑制されるよう造成事業を行い、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。
- (5) 累積的影響の観点から、参考とした周辺の他のアセス手続き結果等について、具体的な内容を評価書に記載するなど図書記載内容の充実に励むこと。

2 水質

造成等の工事の実施に当たり、計画地周辺の動植物の生息・生態系への影響がないよう、雨水排水の放流先に対する十分な対策を実施すること。

### 3 動物

計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、移動能力のある動物については、計画地周辺の同様な環境への逃避、移動が想定される。

計画地内では、特定外来生物（アライグマ）も確認されていることから、計画地周辺住民への周知や、捕獲などの被害防止対策について関係機関と連携して取り組むこと。

### 4 景観

進出企業による大規模建築物の立地が想定され、計画地の周辺には住宅があることから、進出企業に対して、建築物の形状・大きさや配置について配慮するよう指導し、加えて色彩・緑化など周囲への影響緩和措置を講じるよう働きかけること。

### 5 事後調査

#### （1）植物

計画地内の耕作地環境が消失するため、保全すべき植物の代償措置について、専門家等からの助言を受けながら、関係機関と協力し、継続的な管理を行うこと。

また、事後調査において代償措置の効果を確認し、その結果に応じた環境保全措置が講じられるようあらかじめ必要な対策（埋土種子の適切な保管等）を検討すること。